

## 商業・法人登記申請を予定されている方へ

商業・法人登記申請は、「登記すべき事項のオンライン提出」が便利です。

※書面によって登記の申請を行う場合に、登記事項をあらかじめオンラインで提出していただくものです。

①登記申請書を簡単に作成できます。

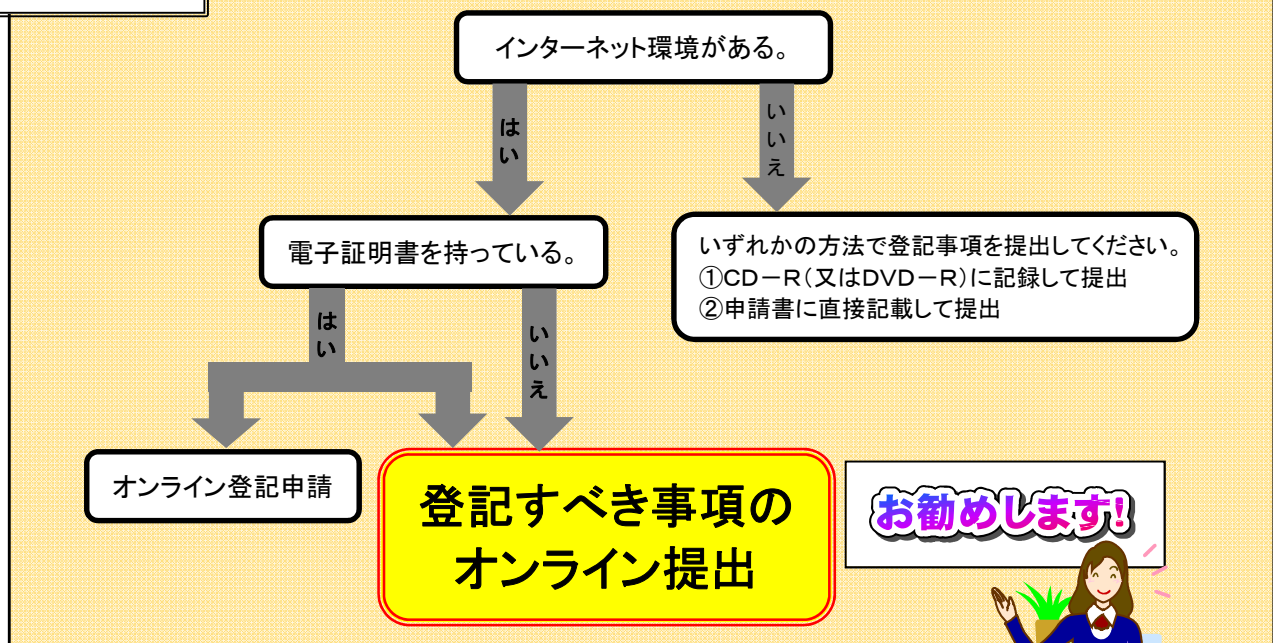
②オンラインで申請後の処理状況が確認できます。

③登記事項をCD-R等で提出する必要がありません。

④電子署名及び電子証明書の添付が不要です。

4つの  
メリット

### ご利用条件



### 登記すべき事項のオンライン提出の流れ

- 手順1 申請用総合ソフトをダウンロードする。
- 手順2 申請者情報を登録する(初回のみ)。
- 手順3 登記事項提出書を作成・送信する。
- 手順4 登記申請書を印刷して法務局届出印を押印し、添付書類とともに管轄の法務局へ提出する(持参又は郵送)。

千葉地方法務局法人登記部門

(電話 043-302-1315)

詳しくは、裏面をご覧ください。

## 【よくあるご質問】

Q1 パソコンに詳しくないのですが・・・

A インターネットを一人で閲覧したり、オンラインショッピングの経験がある方でしたら、ご心配ありません。

Q2 費用がかかりますか。

A はじめに申請者情報の登録が必要ですが、ソフトは無料、利用料も無料です。

Q3 電子証明書は必要ですか。

A 登記すべき事項のオンライン提出については、電子証明書は不要です。

Q4 登記すべき事項のオンライン提出って、何かメリットがあるのですか。

A 申請用総合ソフトを用いて登記すべき事項（登記事項提出書）を作成すると、登記申請書が簡単に作成できます。印刷して、そのまま登記申請書としてお使いになれます。

また、事前に登記すべき事項をオンラインで提出すると、「到達通知書」が届きます。その通知書と登記申請書を一緒に登記所に提出してください。その後はパソコンで「受付番号」「補正」「手続終了」等の通知（メール）を受け取ることができます。

Q5 パソコンで登記申請の進行状況がわかるということですか。

A はい、そうです。

手続終了後、登記事項証明書のご請求をされる場合には、是非、「かんたん証明書請求」をご利用ください。請求された証明書はご自宅へ郵送されます（最寄りの法務局の窓口で受け取ることも可能です。）。

Q6 それならばちょっと自分でやってみたいのですが・・・

A 是非、法務省ホームページにアクセスしてください。申請用総合ソフトをダウンロードできるようになっています。

\* 登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html)

Q7 システム操作がわからないのですが・・・

A オンライン申請システムに関するご質問や、申請用総合ソフトの操作方法のご質問は、サポートデスクにお問い合わせください。

\* 登記・供託オンライン申請システム操作サポートデスク

電話番号：050-3786-5797

Q8 登記申請書や添付書類の作成例が知りたいのですが・・・

A 法務局ホームページに申請書及び一般的な添付書類の作成例等を掲載していますので、参照してください。

\* 商業・法人登記の申請書様式

[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)